

津別町地域おこし協力隊待遇一覧

項目	内容	関連法令・備考等
身分	個人事業主として町と委託契約を締結していただきます。 地域おこし協力隊員として委嘱しますが、町との雇用関係はありません。	津別町地域おこし協力隊設置要綱
期間	任用された日から令和6年3月31日まで※最長3年間まで任用可能	本人の意思確認と活動先等による継続判断あり
保険	国民健康保険、国民年金に各自で加入していただきます。なお、国民健康保険税・国民年金に関してはその2分の1以内を町が負担します。	予算の範囲内
報償費	月額208,000円	津別町地域おこし協力隊設置要綱
勤務時間	月160時間程度	津別町地域おこし協力隊設置要綱
休暇	定めはありません。（地域おこし協力隊業務に支障のない範囲）	
任期	任用日より該年度の年度末まで（最長3年間まで延長可）	津別町地域おこし協力隊設置要綱
住宅使用料	国の財政措置の範囲内で町の基準により支給（上限35,000円/月） ※上限35,000円以下の場合は実費支給とし、上限以上の場合は35,000円支給	住居は町で斡旋しますが（町営・町有住宅等）、家賃・光熱費等は自己負担していただきます。 ※ご自身で手配する場合は、あらかじめご相談ください。
車両（借上料、燃料）	車両は自ら手配いただきますが、車両借上料・燃料代として毎月40,000円を上限として支給します。	車両事故等の場合は、自ら対応いただきます。
OA機器負担金	活動時に必要なOA機器に係る負担金として月5,000円支給します。	
その他活動費（旅費、研修費、消耗品費等）	国の財政措置の範囲内で支給	隊員・町双方協議のうえ決定
副業・兼業	協力隊業務に支障のない範囲で行う場合は認めます。ただし、起業等補助金を活用予定の場合は事前にご相談ください。	
移転料(赴任旅費)	津別町職員等の旅費に関する条例に基づき、予算の範囲内で支給する。	
冬期間（11月～3月）の地域活動に対する活動費	津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）第8条の規定に基づき、予算の範囲内で支給する。	